

## 令和3年8月臨時会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和3年8月27日（金） 開会 午後 1時 4分  
閉会 午後 1時18分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、田並尚明委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、

内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、

蓮沼弘行化学保安課副課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第106号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

**【付託議案に対する質疑】**

**高橋委員**

- 1 これまで、県では人流抑制や感染防止を目的として、大型商業施設に対して「繁忙期の人数の2分の1程度を目安に」入場整理を要請していたが、8月18日の知事記者会見では、8月20日からは当該基準が削除されているように発表された。目安の提示をやめることは、要請内容を緩めることになるのではないか。
- 2 目安の提示をやめることにより、大型商業施設の人流が増えることにならないか。

**危機管理課長**

- 1 本県では、令和3年5月12日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、埼玉県独自の取組として、「繁忙期の人数の2分の1程度を目安に」入場整理を要請していた。加えて、これをより詳しくということで、8月13日には、「フロアごと」に「繁忙期の人数の2分の1程度を目安に」入場整理を要請した。その後、8月18日に国の基本的対処方針が変更され、大型商業施設への入場整理については、行政罰である過料の対象となる同法第45条第2項に基づいて行うこととされ、その要請の中に具体的な数字等は示されていなかったため、表記を当該対処方針に合わせたものである。なお、8月20日に開催された全国知事会の要望事項として、国に対し具体的な基準を示すよう求めており、要請内容を緩めたものではない。
- 2 今回、初めて、百貨店の地下1階の食料品売場等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく入場整理を行うよう国の基本的対処方針に示された。これは、東京都や大阪府などの百貨店においてクラスターが発生したことを受けての措置である。これを受け、県産業労働部では、1,151施設に対して、入場整理等を行うよう個別の通知を行ったところである。そのため、基準がなくなったことによって、人流が増えるとは考えていない。

**高木委員**

- 1 まん延防止等重点措置期間において、営業時間短縮要請に応じない飲食店等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく命令を行っていたと思うが、最終的に裁判所に過料事件通知を行った件数はどれくらいだったのか。
- 2 8月2日から緊急事態措置宣言を実施すべき期間に移行しているが、現時点で要請等を行っている事業者はどれくらいあるのか。
- 3 県では終日酒類の提供中止を要請しているが、酒類を提供する旨をうたった看板等も散見されている。営業時間短縮要請等の協力状況調査の際、酒類の提供に関しても確認しているのか。

**危機管理課長**

- 1 令和3年4月20日から8月1日までのまん延防止等重点措置期間における過料事件通知については、6月24日付けで3店舗、8月20日付けで7店舗の合計で10店舗に対して、所管する地方裁判所に過料事件通知を行った。
- 2 8月2日以降、緊急事態措置を実施すべき期間となり、新型インフルエンザ等対策特

別措置法第45条第2項に基づく個別要請を17店舗に対して行っている。9月12日までの期間、夜回り調査や県民からの通報等を基に、順次、協力をお願いし、応じていただければ要請を行っていきたい。

- 3 現在、酒類の提供は終日禁じられている。この調査では、営業時間短縮要請等の協力状況だけでなく、営業店舗に関しては酒類提供の有無についても調査している。また、県民からの通報によっても、提供店舗を把握している。調査結果と県民からの通報に基づき、これらの店舗に対して、順次、電話や通知で協力を要請している。

#### **高木委員**

酒類提供中止の協力要請について、何件くらい実施しているのか。

#### **危機管理課長**

8月24日時点で、電話で協力を要請したのは244件である。電話で応じていただかず文書で要請をしたのは187件である。差の57件は、電話によって要請に応じた数である。

---

#### **【付託議案に対する討論】**

なし

---